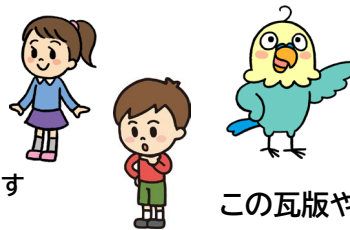
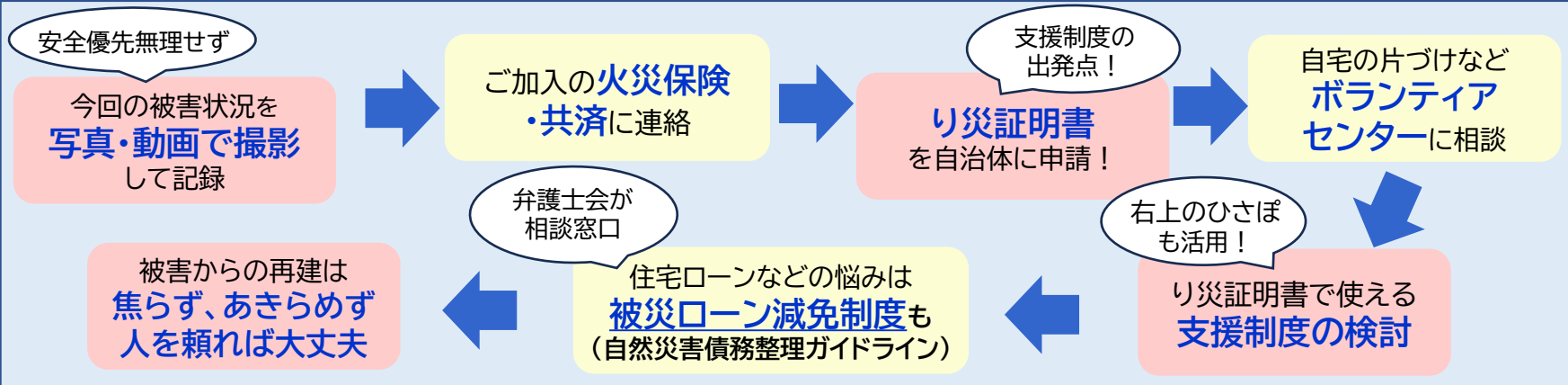


※ その地域への災害救助法などの適用、その他の条件などで使える支援制度は変わります
 ※ この瓦版の情報は令和7年9月6日時点のもので、その後変わることがあります



この瓦版や様々な支援情報ツールは[こちら](#)からDL ↑

再建までの流れ(例)



り災証明書・片付け

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。

重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、再調査や二次調査の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい

水害にあったときに

浸水や土砂災害の被害にあった方は、まずは冊子「水害にあったときに」をご覧ください。被害を受けた住宅の片づけ、消毒、乾燥から、水害の際の罹災証明の判定基準、その後の支援制度まで、イラスト付きでまとまっています。

右のQRコードから冊子版やチラシ版をダウンロードしましょう
 (制作:震災がつなぐ全国ネットワーク)



災害救助法が適用された地域の支援



緊急修理制度
 <2025基準>
 準半壊程度以上
 5万3900円
 屋根や壁のブルーシート工事など

準半壊程度以上の被害を受けた住宅の、雨水侵入を防ぐブルーシート張りなどの工事費、資材費の支援制度です。自治体に事前相談を
 ➔ 一世帯 5万3900円以内



応急修理制度
 <2025基準>
 半壊以上
 73万9000円
 準半壊
 35万8000円

屋根、床、壁、トイレなどの修理の支援制度です。事前に自治体に相談してから工事を依頼しましょう
 ➔ 半壊以上 73万9000円
 準半壊 35万8000円



仮設住宅
 原則 2年以内
 家賃無料
 半壊も入居可能性

提供の有無、入居条件などは各自治体に問い合わせを。公営住宅の無償提供がされることもあります
 ➔ 家賃が無料です(半壊でも入れる場合もあります)

静岡県独自の再建支援金の制度

基礎支援金	加算(追加の)支援金	
全壊世帯や半壊以上で解体等 ➔ 100万円 大規模半壊世帯 ➔ 50万円	建替や購入の時	200万円
	修理の時	100万円
	民間賃貸住宅へ	50万円

※ 中規模半壊は加算支援金のみ上の半額がもらえる
 ※ 単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる
 ※ 賃貸物件では賃借人側がもらえる

静岡県には、国の被災者生活再建支援法がその地域に適用されない場合でも、被害に応じて、被災者生活再建支援法と同じ金額を給付する独自の支援制度があります！

代表的な支援制度

応急修理と仮設住宅の関係



応急修理制度
 <2025基準>
 半壊以上
 73万9000円
 準半壊
 35万8000円

OR



仮設住宅
 原則 2年以内
 家賃無料
 半壊も入居可能性

- 応急修理制度を使うと、修理完了後や一定期間後などは、仮設住宅に入れないことも
- そのため、特に、半壊以上の人など仮設住宅が利用できる可能性のある人は応急修理制度の利用は慎重に検討を！

雑損控除ってなに？



雑損控除(災害減免法)
 経理所
 建物・家財・車・墓地などの損害の確定申告によって税金が減免される

災害で建物、家財、車、お墓などの損害を受けた人は、確定申告で所得税、住民税が減免されることがあります(医療費控除と類似)

- この制度は罹災証明が一部損壊の人でも利用できます
- 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう
- 家財の損害は金額不明でも国税庁の評価額を利用できます

高齢者向け返済特例とは



リバースモーゲージ
 <高齢者返済特例>
 60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK

60歳以上を対象にした住宅再建のための特別なローンです。再建をあきらめる前にご相談を(住宅金融支援機構)

- 修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入のための借入です
- 不動産評価の6割が借入目安
- 毎月の返済は利息のみ
- 元金は死亡後に、不動産の売却などで支払い。債務が残っても相続人には支払義務がありません

◆被災地の詐欺に注意！ 支払う前に警察、ダイヤル188(消費者ホットライン)に相談
 ◆不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、権利は失いませんのでご安心下さい

制作/責任 弁護士 永野 海
 (静岡県弁護士会)